

住基カード・個人番号カードを利用した転出届

【転出時】

- ・この届出ができるのは、同一世帯の全部または一部の方が転出される場合で、転出される方の中に住基カード又は個人番号カードの交付を受けている方がおられる場合に限りです。
- ・住基カード又は個人番号カードは、新住所で転入届を行う際に必ず必要となりますので、**カードを郵送しない** ください。
- ・この届出は、久御山町を転出されて14日以上経過している場合は受付できません。

【転入時】

- ・転入届を行う際には、住基カード又は個人番号カードを持参してください。その際、4桁のパスワードの入力も必要です。
- ・写真なしの住基カードをお持ちの方が申請される場合は、運転免許証・パスポート等官公署発行の顔写真の付いた本人確認書類も併せて持参してください。
- ・世帯員全員分の住基カード又は個人番号カードを転入先にご持参ください。

(あて先)久御山町長

届 出 日	年 月 日	申 請 者	
転出予定年月日	年 月 日	日中の連絡先	() —

新住所		世帯主	
旧住所	久御山町	世帯主	

異動される方(全員をご記入ください。)

No.	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	続柄	住基カード又は個人番号カード の有無
1	-----	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女		有・無
2	-----	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女		有・無
3	-----	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女		有・無
4	-----	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女		有・無
5	-----	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女		有・無

※日中の連絡先を必ず記入してください。

※転出の手続きが完了しましたら、ご記入いただいているお電話番号にご連絡させていただきます。

※ご本人確認を行いますので、申請者の本人確認ができる書類(運転免許証・パスポート・写真付きの住基カード・個人番号カードなど)のコピーを同封してください。

送付先 〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地 久御山町役場 住民課 戸籍住民係
電話 0774-45-0014/075-631-6114(直通)